

第7回 あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会 議事録

1 日 時

2025年2月14日（金） 午後2時30分から午後4時まで

2 場 所

愛知県庁本庁舎 正庁

3 出席者

構成団体 11 団体

【出席構成団体】（順不同）

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海農政局、中部経済産業局、愛知県商工会連合会、名古屋市、愛知州市長会、愛知県町村会、公益財団法人愛知県国際交流協会、東海日本語ネットワーク、愛知県

4 議 事

- （1）あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について〔愛知県〕
- （2）育成就労制度の創設及び特定技能制度の改正、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップについて〔名古屋出入国在留管理局〕
- （3）愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について〔愛知県〕
- （4）構成団体からの情報提供等
- （5）質疑応答

5 発言内容

（愛知県政策企画局 青山局長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第7回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を開催させていただきます。

私、本日司会進行を務めます、愛知県の政策企画局長の青山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでははじめに、愛知県の大村知事からご挨拶を申し上げます。

(愛知県 大村知事)

皆さんこんにちは。愛知県知事の大村秀章です。

本日は名古屋出入国在留管理局様をはじめ、構成団体の皆様にお越しいただきありがとうございます。

第7回となりました「あいち外国人材・適正受入れ・共生推進協議会」を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、愛知県には、現在東京都に次いで全国2番目に多い、約32万人の外国人県民の方が在住し、生活し、うち約23万人の方々が働いておられます。

また私ども愛知の企業、産業、地域、経済を支えていただいているところでございます。

また、2019年に導入されました「特定技能」の外国人労働者の数は、昨年12月の末の時点で約1万7,500人と、こちらも東京に次いで2番目に多くなっています。

その1年前までは愛知県が一番多かったんですけど、さすが東京だなと。1万2,000人から2万4,000人と倍になっている。うちは1万4,000人が1万7,500人なので、東京都の特定技能が倍になっているということで、うちが2番手ということでございます。

外国人材の受入れを巡る国の動きとしては、「特定技能」について、昨年3月に受入れ見込みの数を増やすとともに、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の対象分野を追加いたしました。

さらに、昨年6月には、従来の技能実習生を廃止し、就労を通じた人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」を創設する法律が成立するなど、人材確保に向けた外国人材の受入れに向けた取組が、強力に推進されているところでございます。

そのため、今後も多くの外国人の方々が、日本一の産業県である愛知県に居住し、就労することが見込まれます。

受入れには、外国人の方々が労働者としてだけでなく、生活者として不安なく、地域社会に定着していただけるような環境の整備が重要と考えます。

そこで本県では、これまでも全国に先駆けて外国人の方々の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実に取り組んでおります。いわゆる、労働・就労環境の整備と、生活、それから日本語教育の3本柱に取り組ませていただいております。

その中で、労働環境の整備につきましては、県内企業における外国人材確保を支援するため、来年度、新たに「外国人材受入サポートセンター（仮称）」を設置し、専門家による伴走型の支援や、採用準備から定着まで受入れ段階に

応じた企業向けセミナーの実施などに取り組んでまいります。

そして、生活環境の整備では、多言語による情報発信の強化や安全・安心な暮らしに必要な防災や医療等の支援の充実に、しっかりと取り組んでまいります。

そして、日本語学習・日本語教育の充実につきましては、行政が主体となった地域の日本語教育の体制づくりに取り組むとともに、学校においては、日本語教育を担う教員や支援員の配置、外国にルーツのある生徒の能力、可能性を引き出す中高一貫校や、日本語を基礎から学べる夜間中学校の設置などに取り組んでまいります。

日本全国の日本語教諭の3割は愛知県となっています。これまでどおりしっかりとやっていくという風に聞いております。

それから夜間中学は、この4月から豊橋市に1つ造りまして、あとは豊田、小牧、一宮に造ると、それで名古屋市さんが笹島に造るということで、愛知県には、これで5つということになります。

こうした取り組みの効果を十分に発揮させるためには、国や市町村、経済団体、労働者団体、外国人支援団体の皆様との有機的な連携、情報共有が不可欠であります。

今後、外国人材の受入れが一層活発化すると見込まれる中、この協議会を通じて、最新の情報を共有し、関係者間の連携を図ることで、本県で就労する外国人の方々との共生に向けた環境の整備につなげてまいりたいと存じます。

構成団体の皆様には、外国人材の適正な受入れと、多文化共生社会の実現に向けて、それぞれのお立場から、積極的な情報提供を賜りまして、また横の連携をしっかりとやりまして、住んで働いていただいている方、また、住んでいただけるよう、子どもたちを含めてこの地域に定着をしていただいて、多文化共生社会に邁進したいと思っておりますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。

（愛知県政策企画局 青山局長）

続きまして、名古屋出入国在留管理局の市村局長からご挨拶をいただきたいと存じます。

（名古屋出入国在留管理局 市村局長）

ただいまご紹介いただきました、名古屋出入国在留管理局長の市村と申します。よろしくお願いします。

本協議会開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、関係省庁、関係機関の皆様方、平素から出入国在留管理行政にご協力

を賜りまして、また、本日はご多忙中のところ、本協議会へご出席を賜り、誠にありがとうございます。

加えまして、愛知県庁の皆様方には、本協議会開催にあたって準備ご尽力いただきました。心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、共生社会の実現に向けた施策につきましては、令和4年の6月に目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けまして、中長期的な課題と具体的施策を示します、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップが策定されました。

このロードマップでは、我が国が目指すべき、外国人との共生社会の3つのビジョンが示されております。1つ目は安全安心な社会、2つ目は多様性に富んだ活力ある社会、3つ目は個人の尊厳と人権を尊重した社会です。

名古屋出入国在留管理局におきましては、一元的相談窓口への人的支援のほか、合同相談会を開催する等、総合的対応策及びロードマップに示された各施策に取り組んでいるところでございます。

ところで、昨今の出入国管理行政の動向につきまして、若干説明させていただきますと、コロナ禍後、在留外国人の数は再び増加を続けておりまして、先ほど知事からもご紹介がありましたが、愛知県では約32万人、過去最高です。全国では約359万人となっております。

また、昨年6月14日でございますが、通常国会におきまして、入管法及び技能実習法の改正が審議されまして、この法律の一部を改正する法律が成立して、21日には公布されたというところでございます。

これによって、約30年の間にわたって運用されてきた、技能実習制度が廃止されます。そして、育成就労制度はこれから創設されると、令和9年には施行されることになっております。

育成就労制度は、我が国において労働力不足が深刻化するとともに、国際的な人材獲得競争が激化している中で、これまでの技能実習制度及び特定技能制度において指摘されてきた課題を踏まえまして、我が国が「選ばれる国」となるため、制度の適正化を図った上で、外国人のキャリアアップの道筋を明確化するなどして、我が国における人材の育成及び確保を図ってまいります。

当局といたしましては、このような情報共有の場をお借りしまして、各制度の動向等について皆様方と共有するとともに、皆様方からいただきました忌憚のないご意見を今後の入管行政に生かし、共生社会実現に向けて、皆様方と連携・協力しながら外国人材の受入れ環境整備を一層推進してまいります。

以上を申し上げまして、私からのご挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

(愛知県政策企画局 青山局長)

ありがとうございました。

ここで、大村知事は次の公務がありますので、退席をさせていただきます。

本日の出席者でございますけれども、事務局を含め 11 団体からご出席をいただいております。

出席者の紹介につきましては、お手元に配布しております、出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日配付しております資料、会議次第にしたがって、ご確認いただければと存じます。不足等ございましたら、会議の途中でも結構ですので、随時お知らせをいただければと思います。

なお、本日ですけれども、各議題への理解を深めていただくとともに、お寄せいただいた様々な情報を皆様方の施策や事業へ十分活かしていただけるよう、各議題についてご発表いただいた後に、最後にまとめて質疑応答の時間を設けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより早速議事に入りたいと存じます。

議事(1)の「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況」についてでございます。

事務局からそれぞれご説明を申し上げます。

(愛知県政策企画局企画調整部企画課 江尻課長)

事務局を務めております、愛知県企画課の課長の江尻でございます。

議事(1) あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況につきまして、資料1により事務局からご説明をいたします。恐縮ですが、以降座って説明させていただきます。

資料1の1ページ目に、今年度の労働環境ワーキンググループ、生活環境ワーキンググループ、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの開催概要や成果などについて、それぞれ記載してございます。

これらの内容につきましてそれぞれのワーキンググループ事務局の方からご説明をさせていただきます。

(愛知県労働局産業人材育成課 花木課長)

産業人材育成課長の花木でございます。着座にて失礼いたします。

労働環境ワーキンググループの今年度の活動状況について、ご説明をいたします。資料1の右側をご覧ください。

今年度は会議を2回開催しております。

今年度1回目となる第12回会議は、オンラインで開催し、育成就労制度の

創設及び特定技能制度の改正について、名古屋出入国在留管理局から説明を受けるとともに、外国人材の受入れ状況及び各構成団体の具体的な支援の取組について情報共有を行いました。

今年度2回目となる第13回会議では、技能実習制度における「やむを得ない事情」がある場合の転籍の改善について、名古屋出入国在留管理局から説明を受けるとともに、外国人材の受入れ状況及び各構成団体の具体的な支援の取組について情報共有をいたしました。

また、本県が実施する定住外国人の雇用促進に係る取組について説明を行いました。

さらに、外国人材の定着支援に取り組まれている企業の方を講師としてお招きをし、外国人材の定着に向けた組織づくりのポイントや、様々な企業の取組事例をご紹介いただきました。

外国人材の受入れが進む中、今後とも引き続き、ワーキンググループの構成団体間での相互連携を深め、外国人材の適切な労働環境の整備が行われるよう、努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

（愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 中西室長）

多文化共生推進室長の中西でございます。

私からは、生活環境ワーキンググループ及び日本語学習・日本語教育ワーキンググループの今年度の取組状況、活動状況についてご説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

この2つのワーキンググループは合同開催としておりますけれども、まず生活環境ワーキンググループの活動状況について、説明いたします。資料1をご覧ください。

今年度は会議を2回開催しております。

今年度の第1回となる第12回会議は11月21日に開催し、「外国人材等の生活環境の整備に係る取組」について、各構成団体からご報告いただき、情報交換や意見交換を行いました。

県の取組といたしましては、多言語の一元的相談窓口、多言語による情報発信、医療通訳、防災・災害対策、多文化共生フォーラム等の概要について説明を行いました。

今年度2回目となる第13回会議については1月29日に開催いたしまして、「外国人材等の生活環境の整備に係る取組」について、各構成団体からご報告いただき、情報交換や意見交換を行いました。

県の取組といたしましては、来年度多文化共生推進室が実施する事業につ

いて説明をいたしました。

続きまして、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの活動状況についてご説明いたします。

今年度の第1回目となる第12回会議では、「外国人材や子ども等の日本語学習・日本語教育の充実」に係る取組について、各構成団体からご報告いただくとともに、情報交換や意見交換を行いました。

多文化共生推進室からは、本県が推進する地域日本語教育の取組状況について説明を行いました。

また、教育委員会からは、外国人児童生徒等の支援及び「若者・外国人未来塾」について説明を行いました。

今年度第2回目となる第13回会議では、「外国人材や子ども等の日本語学習・日本語教育の充実」に係る取組について、各構成団体からご報告いただき、情報交換や意見交換を行いました。

また、文部科学省の総合教育政策局日本語教育課にもご出席いただきまして、日本語教育機関認定法や、育成就労制度創設に伴う諸課題、企業の責務に関する日本語教育の取組について、ご説明をいただきました。

多文化共生推進室からは、今年度の地域日本語教育事業の進捗について説明をいたしました。

また、教育委員会からは、外国人児童生徒支援の取組について説明を行いました。

今後も、ワーキンググループでの情報交換を継続していくとともに、構成団体間での連携を深め、生活環境の整備や日本語学習・日本語教育の充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

（愛知県政策企画局企画調整部企画課 江尻課長）

これで、議事（1）「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況」について、事務局からの説明は終わりでございます。

しかし、ここでちょっと事務局から1点補足をさせていただきます。

今般、外国人材の受入れが急速に進みまして、外国人材の労働環境や生活環境、日本語学習・日本語教育がより密接になると見込まれております。

そのような中、このワーキンググループ間の情報共有をさらに図りまして、連携を深めていくことが一層重要になってくるかと思っております。

そのため、事務局では、各ワーキンググループ、一体的に情報共有を図り、効果的な連携を促進するために、来年度以降はワーキンググループを合同開催

して情報共有を図っていきたいと思っております。

どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

(愛知県政策企画局 青山局長)

ありがとうございました。

続きまして、議事（２）の「育成就労制度の創設及び特定技能制度の改正、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和６年度改訂）及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップについて」でございます。

事務局（名古屋出入国在留管理局）からご説明を申し上げます。

(名古屋出入国在留管理局在留支援部門 杉浦統括審査官)

名古屋出入国在留管理局の杉浦と申します。

平素から当局の出入国在留管理行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。私からは議事の（２）について説明をさせていただきます。以後、着座にて失礼いたします。

まずは、育成就労制度の創設及び特定技能制度の改正についてです。

当局局長からの冒頭挨拶にもありましたように、昨年６月に成立・公布された、入管法及び技能実習法の改正法により、育成就労制度が創設されることとなりました。

技能実習制度は、平成５年に創設され、約３０年にわたって運用されてきましたが、技能等の移転による開発途上地域等への国際貢献という制度目的と実態とのかい離や、一部の実習実施者による人権侵害事案の発生など、様々な問題が指摘されてきました。

また、平成３１年に創設された特定技能制度と受入れ対象分野が一致していないことや、技能実習における職種の細分化等によって、外国人にとってはキャリアパスが描きにくいことなどの課題も指摘されてきました。

これらの課題を踏まえまして、本改正法は、入管法及び技能実習法を改正することにより、技能実習制度に代えて、人材育成及び人材確保を目的とする育成就労制度を創設し、併せて関係規程を整備するものとなっております。

資料の２－１、右肩に２－１と書かれたものをご覧ください。

この資料の左側にありますように、入管法の改正により、技能実習の在留資格に代えて、育成就労の在留資格を創設するほか、永住許可の要件の明確化等の措置を講じています。

また、同資料の右側にありますように、技能実習法の抜本的改正により、同法の題名を、「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関

する法律」に改め、基本方針及び分野別運用方針の策定に関する規程を設けるとともに、育成就労計画の認定の仕組みや、監理支援事業を行う監理支援機関の許可の制度を定め、外国人技能実習機構を改組し、外国人育成就労機構を設けるほか、やむを得ない事情がある場合のほかにも、一定の要件を満たす場合に、本人の意向による転籍を認めるなどの措置を講じています。

次のページは、制度見直しのイメージ図を表したものです。左側が現行制度、右側が見直し後の制度をイメージしておりますので、適宜ご確認ください。

次、資料２－２には、育成就労制度の概要が記載されております。主に、私が先ほど資料２－１の「育成就労法」の部分で述べた内容が整理されておりますので、こちらも後ほどご確認くださいと思います。

資料２－２の２ページ目、次のページは、育成就労制度から特定技能制度へのステップアップに必要な技能レベル等を表したものです。こちらでは、右に行くほど技能レベルが高くなっています。また、各段階において求められる技能水準及び日本語能力が示されております。

日本語能力については、現行の技能実習制度では、入国後講習の中で日本語科目の講習の実施を求めているのみであり、また、技能実習を良好に修了した者が、特定技能１号に移行する場合にも、日本語能力に係る要件を設けていないことから、育成就労制度では、日本語能力に係る要件が厳格化されたと言えます。

これは、効率的な技能等の習得や、外国人自身の権利保護、地域社会における共生といった観点から、育成就労外国人の継続的な学習による段階的な日本語能力の向上を図ることとしたものです。

なお、日本語能力について、Ａ１やＡ２といった「日本語教育の参照枠」に基づく記載がありますが、少し飛びまして、資料２－２の最終ページである６ページ目ですね。右下に６と書かれた資料２－２の６ページ目にレベル尺度の参考資料というものを添付しておりますので、併せてご確認ください。

それでは、資料２－２の３ページ目に少し戻っていただきまして、こちらは、育成就労制度の関係機関の役割についてイメージ化したものです。

基本的な構造、活動主体については、技能実習制度と同様ですが、育成就労制度では外国人本人の意向による転籍が認められることから、ハローワークが転籍を支援することとされています。

本人の意向による転籍については、まずは監理支援機関が中心となり、ハローワークも外国人育成就労機構と連携等しながら、必要な支援を行うこととし、当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない方針としています。

これは、転籍に民間職業紹介事業者が関与することとなれば、育成就労外国人の地方から都市部への流出が高まるのではないかとといったご意見や、悪質

なブローカーから育成就労外国人を保護するべきとの議論を踏まえたものです。

次のページ、資料 2－2 の 4 ページ目は、施行までのスケジュールの大まかなイメージを示したものです。

まず、育成就労と改正後の特定技能の施行日は、改正法の公布日である令和 6 年 6 月 21 日から 3 年を超えない範囲内の政令で定める日とされております。

具体的な施行日は現時点では未定ですが、関係省庁や機構、地方入管、送出国政府、受入れに関わる関係者の方々に対して、制度趣旨や具体的な運用方法が周知徹底され、かつ、制度開始に向けた準備期間が十分に確保できるよう、令和 9 年の 4 月から 6 月を予定していると聞いております。

令和 6 年度は基本方針及び主務省令等の作成を行い、令和 7 年度には育成就労産業分野の設定等の分野別運用方針の検討、作成を行うスケジュール感で進めることとなります。また、送出国政府との間の二国間取決めに係る交渉についても同時並行で進められる予定です。

さらに、現行の技能実習制度の開始にも先立って行ったように、令和 8 年度中には監理支援機関に係る事前申請等を受け付けることを想定しています。

直近の動向では、今月 6 日に、特定技能制度及び技能実習制度に係る基本方針及び分野別運用方針の案について、有識者の意見を聴取することを目的とする「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の第 1 回が、また同日に、関係省令の案を作成するため、関係者から意見を聴取することを目的とした「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」の第 1 回が開催され、同懇談会については、昨日に第 2 回が開催されたところでございます。

次のページ、資料 2－2 の 5 ページ目には、経過措置のイメージが示されております。

改正法では、技能実習生や実習実施者などの現制度の関係者の皆様への配慮から、経過措置が設けられました。経過措置に基づいて、引き続き技能実習を行う場合は、技能実習制度のルールが適用されますので、転籍等に係る、育成労制度で新たに設けられるルールの対象外となっております。

次に資料 2－3 をご覧ください。

育成就労制度の創設に関する入管法改正の 1 つの要素として、育成就労を通じて将来的に増加する可能性のある在留資格「永住者」について、現状生じている課題に対応することを目的として、永住許可の適正化が図られます。

資料上部の「趣旨」にありますように、現行入管法では、永住者の在留資格が許可された後は、在留期間の更新といった審査がないことから、永住許可

時には満たしていた要件を許可後に満たさなくなるような悪質な場合があるといった現状があります。

具体的には、国益要件として納税等の公的義務を適正に履行していることなどが必要とされますが、一部において、永住許可を得るために、まとめて公租公課の支払いをするもの、永住許可後には公租公課の支払いをしないといったような、永住許可制度の趣旨に反するような事例が報告されています。

もっとも、永住者は、我が国で生活する上で最低限必要なルールを遵守することが見込まれる者として許可を受けているわけですが、このように許可を受けた後に公的義務を適正に履行していないにもかかわらず、引き続き永住者の在留資格を認め続けるのは相当ではなく、適正に在留している大多数の永住者への不当な偏見につながるおそれがあることから、改正に至ったものです。

こちらの資料の下段には、永住許可の要件を満たさなくなる場合が記載されています。

一部において、例えば、在留カードを持ち忘れただけでも、在留資格を取り消されてしまうのではないかと、故意の解釈は恣意的に行えるから、少しでも滞納したら取り消す運用をするのではないかと、などといった指摘がありますが、今般追加した取消事由は、我が国のルールを守っていただけない悪質なケースを対象とするという趣旨ですので、そういった指摘は当たらないことになります。

今回の改正法により追加した取消事由に該当することが想定される事例等につきましては、施行までにガイドラインが作成される予定です。

以上が、育成就労制度の創設及び特定技能制度の改正に係るご説明です。

次に、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップについてご説明したいと思います。

資料の2－4は、外国人材受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年改定）の概要となっております。

総合的対応策は、「外国人を適正に受入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に、安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの」として策定されたものであり、毎年改訂され、内容の充実が図られています。

今回の改訂が6回目でございますが、前年度から引き続き5つの柱で構成されております。時間の都合上、資料の読み上げは省略させていただきます。

資料の2－5をご覧ください。こちらはロードマップの概要です。

先ほどご説明した総合的対応策は、基本的に短期的な課題に対応するものですが、ロードマップは、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題及び具体的施策を示すもので、計画期間を令和4年度から8年度までとし、毎年点検、施策の見直しが行われます。

こちらの資料についても時間の都合上、読み上げは省略させていただきますが、ロードマップにおいて目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョンと、取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項が記載されております。

次のページ、資料2-5の2ページ目には、その4つの重要事項にかかる主な取組が、それぞれ記載されております。

さらに、その次のページ、2-5の3ページ目には、推進体制及び令和6年度の見直し点等が記載されております。

名古屋出入国在留管理局としましては、引き続き、総合的対応策及びロードマップに示された施策に基づく取組を実施し、政府一丸となって共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進してまいります。

以上、駆け足ではございましたが、私からの説明は以上です。

(愛知県政策企画局 青山局長)

続きまして、議事(3)の「愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について」でございます。

事務局(多文化共生推進室)からご説明を申し上げます。

(愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 中西室長)

それでは、愛知県の多文化共生推進に係る主な取り組みについてご説明させていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。まず、愛知県の外国人県民の状況についてでございます。

「1 外国人県民数」でございますが、昨年の6月末現在、32万1,041人と人口の約4.3%を占めておりまして、過去最高を更新しております。

国籍別では、最も多いのがブラジルですが、ベトナムとの差が僅かとなっております。また、インドネシアやネパールなど、アジア圏の割合が増加しております。

その下の「2 外国人県民の在留資格」の年別の推移についてでございますけれども、在留資格別では、永住者が最も多く、一貫して増加傾向にあります。また、特定技能や技術・人文知識・国際業務といった在留資格も増加傾向にございます。

次に右上ですね、資料右上の在留資格別の割合についてでございますが、表の太枠でございます、永住者、定住者、特別永住者、日本人の配偶者等といった、就労に制限のない、いわゆる身分に基づく在留資格が全体の 55.7%を占めております。

次に、右下の「3 日本語指導が必要な外国人児童生徒」についてでございますが、文部科学省の 2023 年 5 月 1 日現在の調査によりますと、愛知県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数は 1 万 1,924 人で全国最多となっております。

次のページをご覧ください。

こちらの資料は、先日発表いたしました愛知県の多文化共生に係る令和 7 年度の予算の概要で、庁内関係各局の事業費の総額として約 51 億 7,000 万円を計上しております。

内訳は、日本語学習・日本語教育の充実が約 46 億 500 万円、生活環境の整備が約 2 億 1,000 万円、労働環境の整備が約 3 億 6,000 万円となっております。

さらに、日本語学習・日本語教育の充実に関する予算の中でも、小中学校で外国人の子どもたちの日本語教育を行う担当教員の配置等、教育委員会関係の予算が約 45 億円と大部分を占めております。

このうちの多文化共生推進事業費の 2 億 8,673 万 3,000 円の内訳については、次のページをご覧ください。

まず、資料左側の外国人県民日本語教育推進事業費 7,613 万 9,000 円についてでございます。

2020 年から、多文化共生推進室内に設置しております、地域日本語教育推進センターの運営費や事業費を計上しております。

地域における初期日本語教室のモデル事業では、市町村が主体となった地域日本語教室の設置を促進するため、生活に必要な日本語がほとんど分からない大人の外国人県民を対象とした初期日本語教室のモデル的な事業を、県内の 2 市で実施するとともに、地域日本語教育を担う人材を養成するための講座を開催し、さらに指導者の統一的な養成方法を定めた人材を育成するためのカリキュラムの作成も行います。

また、地域の日本語教室に通うことができない外国人の方にも、学習の機会を提供するため、オンラインによる日本語教室についても、引き続き開催してまいります。

このほか、地域日本語教育に取り組む市町村等に対する補助、愛知県地域日本語教育推進補助金の予算として、2,750 万 6,000 円を計上しております。

次に、右側の多文化共生社会づくり推進費 1,666 万 7,000 円についてご説

明いたします。

外国人県民の方々に、様々な情報をより分かりやすく発信するため、漢字にルビを振ったやさしい日本語表示を、Web サイトで対応するほか、情報の充実を図るとともに、11 月のあいち多文化共生月間には多文化共生フォーラムあいちを開催いたします。

また、県内での大規模災害発生時に設置する、愛知県災害多言語支援センターの運営を円滑に行うための訓練を実施するとともに、市町村防災担当や、多文化共生担当職員等を対象といたしまして、災害時を想定した外国人支援の実践的な講座を市町村と連携して開催してまいります。

さらに、新たな取組として、災害多言語支援センターが外国人被災者の情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関と情報を共有する仕組みの構築に向けて、他県におけるデジタルツール等の活用事例の調査や、外国人被災者支援の知見を持った NPO 等へのヒアリング、関係機関との検討会議等を行ってまいります。

また、医療通訳者を養成し、医療機関に派遣を行う、あいち医療通訳システム運営などの取組を通じて、外国人の方々に対する生活支援や多文化共生への県民の理解促進に取り組んでまいります。

次に、その下のウクライナ避難民生活支援事業費 770 万 3,000 円についてですが、2 月 1 日現在、県内の 12 市町に 85 世帯 121 人のウクライナ避難民の方々が生活されておりますが、新たに本県に避難されてきた方に、生活一時金の支給や寄附金を活用した SIM カードの支給等の支援を行います。

最後に下のですね、愛知県国際交流協会運営費補助金、1 億 8,622 万 4,000 円については、愛知県国際交流協会内に設置しております、あいち多文化共生センターの外国人相談窓口の運営に係る経費等に対する補助でございます。

相談窓口は、日本語のほか 13 言語に対応しており、弁護士相談や在留資格や労働問題等に関する多言語相談にも対応しております。

私からの説明は以上でございます。

（愛知県政策企画局 青山局長）

それでは続きまして、議事（4）の「構成団体からの情報提供等」に入りたいと存じます。

名簿の順に、構成団体の皆様から、外国人材を取り巻く現状のほか、外国人材等の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実に関する各団体の取組状況などについて、ご発言をいただきたいと存じます。

それでは、愛知労働局様からお願いいたします。恐縮ですがけれどもお一人 3 分程度でお願いできればと思います。

（愛知労働局職業安定部職業対策課 山田課長補佐）

愛知労働局職業安定部職業対策課山田と申します。よろしくお願いいたします。着座のままにてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、私の方から資料4と書かれております資料を使いましてご説明させていただきます。

厚生労働省及び都道府県労働局は、年に1回10月末時点の外国人雇用状況の届出に関する数値を集計次第、公表することとしております。

こちらの方は、資料が令和6年10月末時点の数値で1月31日に公表したものであることになっております。また、資料1ページ見ていただきますと、下の方に一応ポイントとして記載させていただいております。

表題の副題としまして、「外国人労働者数、雇用事業所数ともに過去最高を更新」とございますが、下段の囲いの中に集計結果のポイントとしまして、外国人労働者数が22万9,627人で前年比1万9,468人増、雇用する事業所数は2万6,979所で前年比1,754所増となっております、いずれも過去最高を更新しているところでございます。

1枚めくっていただいて、2ページ中段あたりをご覧くださいますと、こちらの方に国籍別の状況で、労働者数が多い上位5か国の記載がございますが、1位がベトナムで5万6,978人、2位がブラジルで4万4,069人、3位がフィリピンで3万3,654人となっております、以下、中国、ネパールと続きますが、上位5か国までの順位は前年と変動はございません。

次に、在留資格別の状況でございますが、上位3資格は1位が身分に基づく在留資格で9万8,365人、2位は専門的・技術的分野の在留資格で5万4,242人、3位は技能実習で4万5,048人となっております。

身分に基づく在留資格が全体の42.8%、4割以上を占めておりまして、こちらの順位については前年と変動はございませんが、身分に基づく在留資格の全体に占める割合は減少しておりまして、専門的・技術的分野の在留資格、技能実習は、全体に占める割合が増加しているところでございます。

次に、主な産業別の状況でございますが、1位が製造業で9万1,571、2位が他に分類されないサービス業ということになっておりまして、この産業には職業紹介とか労働者派遣事業が含まれておりますが3万9,962人、3位が卸売業、小売業で2万2,812人、以下、宿泊業、飲食サービス業、建設業と続いておりまして、こちらも順位については前年と変動はございません。

全体に占める割合としましては、1位から3位の製造業、他に分類されないサービス業、卸売、小売業、各産業の割合がいずれも微減となっております、

4位5位の宿泊業、飲食サービス業と建設業については微増ということになっております。

3ページ以降に詳しいグラフや表を掲載しておりますので、後ほどご一読いただければ幸いです。最後に愛知県の全国での順位についてご案内をさせていただきます。

後ろの方の21ページを見ていただきますと、都道府県別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数ということで掲載がしております。これ見ていただきますと、全国、都道府県別の状況が載っておりますですね、事業所の数としましては東京、大阪に続いて、第3位ということになっております。労働者数については、東京に次いで2位という風になっております。

この順位についても、前年と変更はございません。

私からは以上でございます。

（東海農政局経営・事業支援部経営支援課 阿部課長）

私、東海農政局経営支援課長の阿部と言います。

それでは私の方から、農林水産省における農業や飲食料品製造業者等への外国人材の適正な受入れに向けた支援策等について、情報提供させていただきたいと思います。

資料の5を1枚めくっていただきたいと思います。農林水産省におきましては、農業における外国人材の受入れに係る支援策としまして、現在国会で審議中でございますけれども、令和7年度外国人材受入総合支援事業としまして、1億9,600万円の予算を措置しております。

また、令和6年度の補正予算におきまして、これは裏面の事業でありますけれども雇用就農緊急対策として、12億7,500万円の内数の中で予算を措置しております。

説明につきましては、最初のページの外国人材受入総合支援事業で説明させていただきます。

まず、1の技能試験の円滑な実施におきまして、農業や漁業等の各分野における外国人材の知識及び技能を評価・確認するための試験の作成・更新・実施を支援しております。

2の外国人材が働きやすい環境の整備におきましては、農業や漁業等の各分野において、外国人材が働きやすい環境整備等のための相談窓口の設置、また、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等の取組に対して支援を行っております。

3が令和6年度の補正予算の内容でございますけれども、外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援としまして、農業分野におきまして外国の教育機

関等と連携した現地説明・相談会の開催、国内では外国人材に対して、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供に取り組む際に必要なカリキュラムコンテンツの開発や、産地講習会の開催等の取組に支援を行ってございます。

また、資料は用意してございませんが、こうした支援策の結果としまして、特定技能試験の合格者数でございますが、農業分野につきましては、2024 年 12 月までの結果としまして、特定技能 1 号は、国内で 6,038 人、国外で 1 万 3,989 人が、また、特定技能 2 号につきましては、683 人が合格しております。

続いて、飲食料品製造業分野では、2025 年 1 月までの結果としまして、特定技能 1 号は、国内で 1 万 6,502 人、国外で 6,230 人、特定技能 2 号につきましては、1,838 人が合格しております。

また、外食業分野におきましては、2025 年 1 月までの結果でございますけれども、特定技能 1 号につきましては、国内で 1 万 4,983 人、国外で 2 万 2,266 人、特定技能 2 号につきましては、780 人が合格しているという状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

(中部経済産業局産業部地域振興・人材政策課 竹川課長補佐)

資料 6 をご覧ください。中部経済産業局地域振興・人材政策課の竹川です。

私の方からは、経済産業省が実施している外国人材に関する取組支援策をご紹介します。

まず 1 ページ目をご覧ください。

職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーションの実現に向けた取組ということですが、日本人はお互いの共通認識や知識、文化的背景などを前提として会話を進める、ハイコンテクストなビジネスコミュニケーションを取る傾向がありますが、そういったコミュニケーションは、外国人材の活躍や定着の弊害になっているとの指摘を受けています。

その要因の 1 つとして、日本人社員に向けた外国人材との効果的なコミュニケーションに係る学びの機会が極めて限られているという点が挙げられます。

このため、動画教材を作成し、2021 年 4 月より当省の Web ページで掲載しております。

次のページをご覧ください。

学習の流れについてですが、外国籍社員と日本人社員が動画を見て、なぜミスマコミュニケーションが起きるのかを考え、意見交換をすることで、多様な考え方に触れ、改めて自身を振り返り、よりよいコミュニケーションの取り方を考えることとしており、動画教材を使った対話による話題の定義も Web 上で

掲載しております。ぜひご参考にいただければと思います。企業の方にもご紹介いただければ幸いです。

次のページをご覧ください。

こちらは文部科学省、厚生労働省、経済産業省が、外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチームを2019年8月に立ち上げ、検討・取りまとめをした、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」についてです。こちらにも公表しております。特に押さえておくべき12のポイント、それに連動する活用ガイド、あとはベストプラクティス集がございますので、こちらにもご活用いただければと思います。

最後のページをご覧ください。

今年度の取組としましては、企業における外国人材の活用編として、ダイバーシティ経営推進研修を実施しました。

企業は、生産年齢人口の減少、デジタル化、グローバル競争の激化による市場環境の変化に対応し、多様化する顧客ニーズを捉えてイノベーションを生み出す必要がありますが、そのためには、性別や国籍、障害の有無、多様な感性、能力、価値観、経験等を持った人材を確保して、それぞれの能力を最大限発揮できるよう、企業の競争力強化や価値創造を実現していく「ダイバーシティ経営の推進」が重要となっています。

こちらの研修では、民間企業職員などを対象としておりまして、ダイバーシティ経営推進に向けた取組の意義や、外国人材の活躍に向けた取組の重要性、コミュニケーション方法について理解を深めるために、ダイバーシティ経営に関する講義、また、こちらに画像がありますが、ダイバーシティ・コンパスとダイバーシティ経営を推進するためのツールの使い方ですとか、あとは先ほどご説明した動画やハンドブック等を活用したワークショップを実施いたしました。

経済産業省の取組については以上です。私の説明を終わらせていただきます。

（愛知県商工会連合会広域経営支援センター 橋本課長）

愛知県商工会連合会です。資料ございませんので、申し訳ございません。

県内の商工会の状況につきまして、報告をさせていただきます。

県内商工会の会員のうち、外国人実習生を雇用しておられます事業者さんの中で、特に日本語ができると事業所内でトラブルが少ないということから、業務が終了してから、自主的に従業員が集まり、実習生のためにN4の日本語検定の合格を目指し、勉強しておられる企業が出てきたという状況を聞いております。

特定技能への移行を手助けしながら教育をしているところがございます。

そんな中で一方、育成就労制度におきましては、転籍が可能ということで、先ほど管理局様が申されましたが、多くの事業所の方で危惧されてみえる事項がございます。愛知県内におきましても、地方といいますか、中山間部から都市部へ転籍していくのではないかと、せつかく教育しているんですが都市部に行ってしまうのではないかとというような危惧があると聞いているところでございます。

以上、報告を終わります。

（名古屋市観光文化交流局国際交流課 中神担当課長）

名古屋市観光文化交流局国際交流課において多文化共生の担当課長の中神と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、資料8をご提供させていただいております。

ここに直接書いてあるお話ではございませんが、本市では昨年11月末時点で、外国人住民が初めて10万人を突破するという状況でございます。全市の人口の約4%ということで、こちらも過去最高の状況になってまいりました。

これまでは、この資料8でお配りしておりますものの1つ前のバージョンの「地域日本語教育推進の考え方」というものに基づきまして、地域日本語教育の施策を進めてきたところでございますけれども、従来の考え方を対象としてきた期間が満了しますので、今年度新たにお配りをしております、「日本語教育推進の考え方 2025-2029」というものを策定したところでございます。

実はお配りさせていただいたものは、まだ多言語対応、翻訳を進めているところでございまして、まだWebページには掲載等はしておりませんけれども、一足早くご覧いただいているという状況でございます。

内容に関してでございますけれども、今までの取組を評価した内容が1ページの2番のところにございます。

外国人住民の日本語学習の状況ということですが、アンケート調査を行った結果といたしましては、現在、日本語を学んでいるという風にお答えいただいた方が、ご覧いただきますと28.6%であったところが、今回調査では35.2%ということで大分増えている、そんな状況になっております。

ただ、1つ下へまいりまして、そういった方々の日本語能力についてお尋ねをしました。結果といたしましては、上から3つ目のレベル、A2相当かなという風に思っておりますけれども、そういった方々の割合そのものはですね、概ね左から3つ目のところまでの色のラインを見ていただきますと、大きく変わらなかったといった結果になっております。

見ておりますと、今、日本語を学ばれている方の学び方として、日本語教室

に行くということ以外に自学自習、オンライン上の教材を使ったり、スマホのアプリを使ったりして学ばれているという方も増えておりましたので、そういったところが影響しているかなという風に捉えてはおりますけれども、名古屋市全体としてはレベルの底上げまではいかなかった、そんな状況になっております。

それを踏まえまして、少し飛ばしまして、3 ページ第3 章、基本施策というところがございますけれども、これまでの取組を少しバージョンアップさせて、その1 つ前にある基本方針に定めるような地域の姿を実現していきたいという風に考えております。

地域の姿そのものは、ある意味普遍的な理念に近いかなという風に思っておりますので、変更ございませんけれども、基本施策につきましては時勢に応じた各種のアップデートをかけているところでございます。

あと、第4 章、最後のページをご覧くださいますと、推進にあたっては各団体様と協力をして、日本語の学習環境を整え、推進していきたいというようなことも掲げております。

こちらに基づきまして、今後ともこれまでの本日のお話でも多々ございましたけれども、外国人が増えておりますので、そういった文化の壁の入口に、言葉の壁ということがなってしまうように、引き続き取組を進めていきたいと考えているところでございます。

私からは、以上です。

(大府市文化スポーツ交流課 田中課長)

大府市の文化スポーツ交流課長の田中です。資料なしで口頭で説明いたします。

大府市では、2021 年に策定した大府市多文化共生推進プラン3 の施策に基づき、様々な事業に取り組んでいます。プランの中で、外国人材の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の3 つの観点からご紹介させていただきます。

外国人材等の労働環境の整備としては、雇用や労働に関する外国人市民からの相談について、外国人総合窓口「ウェルサポ」というところで対応しています。市役所の3 階です。

ウェルサポでは、外国語を母語とする相談員や、テレビ電話通訳で外国人市民から相談を受け付けています。また、必要に応じて、外部の相談窓口もつないでいて、労働基準監督署や職業安定所など、適切な相談先を案内しています。

次に、生活環境の整備としては、大府市の転入者に防災に関するガイドブックやごみの収集案内など、大府市で生活する上で必要なパンフレットをまと

めた転入セットを英語など6言語で作成して、先ほど申し上げたウェルサポで配布しています。

また、休日診療当番医の一覧表を、英語など5言語で翻訳して、市の公式Webサイトの多言語情報ページに掲載しています。

また、日本語学習・日本語教育としては、翌年度に小学校に入学する子どもを対象に、日本語の初期指導と、学校生活適応指導を実施しています。就学後は、日本語初期指導教室で日本語がほとんど理解できない外国人児童を対象に、一定期間、集中的・専門的な日本語の基礎指導を実施しています。

また、大府市には3つのボランティア団体が日本語教室の開催や、学習支援を実施しており、ベトナム、インドネシア、中国、フィリピンなど、様々な国籍の人々が日本語教室に通っています。

今後も、外国人住民の意見に耳を傾け、市だけではなく、様々な団体とともに、外国人住民がより安心して快適に暮らし、働ける多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていきたいと考えています。

大府市は以上です。

(愛知県町村会 野村事務局長)

愛知県町村会の野村でございます。よろしくお願いいたします。

町村会としても特に資料はございませんが、今日は県内2つの町の取組等を少し紹介させていただきたいと思います。

まず1つが、現在16町村がございまして、その中では在住外国人の数が2番目に多い、知多郡東浦町の取組でございます。

東浦町でございますけれども、現在、役場では在留外国人の相談等に対応するためということで、ポルトガル語対応の相談員の方が2名、それからタガログ語対応の相談員の方が1名、計3名の方を配置して、外国住民の方の役場内でのサポート体制をとっております。

また、15言語対応多言語端末による通訳サービスを行っているところでございますけれども、東浦町、来年度、令和7年度は多言語での情報提供、相談等、ワンストップで行う一元的相談窓口を役場内に新設するというところでございまして、より迅速に在住外国人のサポートをするということをしております。

この一元的相談窓口の整備にあたっては、出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金を現在申請中という風に伺っております。ちょっと額はどのくらいか聞いておりませんが、行っているところでございます。

ちなみに、県内16町村のうち、こちらの交付金を活用して一元的相談窓口を整理して、また運営している町村としては、幸田町がございます。

なお、東浦町では、こうした役場内での外国人の方へのサポート体制以外に

も、日本語学習支援としまして、ボランティア団体に委託した日本語教室、年間約 220 回開催していくことと、また毎年、日本語ボランティア養成講座を開催しております。

また、生活情報の提供として、外国人住民向けの広報誌を作成しまして、こちらは日本語、英語、ポルトガル語の 3 言語ということで、年 4 回発行しまして、公共施設での配布ですとか、小学校、中学校での外国人児童生徒への配布、あるいは外国人集住地域で回覧をしているということでございます。

それからもう 1 点、こちらは設楽町の取組でございます。設楽町はちょっとデータが古いんですけど、昨年 6 月時点で、在住外国人は 36 人というところでございますけれども、この設楽町内、皆さん方ご存じかと思うんですけども、現在、2034 年度完成を目指しまして、設楽ダムの建設工事が行われておりまして、昨年 11 月にダム本体の建設工事がいよいよ始まったというところでございます。

本体工事が始まるのに合わせまして、設楽町内では、その工事に従事する作業員の方たちのプレハブの宿舎が作られておりまして、工事に従事する中に、従事する方は従業員になるんですけれども、スリランカの方が、いきなり 40 人ぐらい設楽町で、その宿舎で生活するというような状況になりました。

40 人ですので、先ほど申し上げたように、昨年 6 月末時点で在留外国人が 36 人だったものですから、いきなり倍の外国人の方が設楽町というすごい小さなところで寝起きするような状況があります。

また、今後 3 年ぐらいに、ダム工事が順調に進んでいきますと、スリランカの方全員かどうか分かりませんが、100 人ぐらいの外国人の方が工事に従事するというので、設楽町で生活すると、自治体外のですね、そのダム工事に係る従事者でプレハブの宿舎に住まわれる方は、最大で 400 人ぐらい生活するというので、400 人のうち 100 人ぐらいが外国人という状況になるようなことを言われているということです。

設楽町内に、このように急にスリランカの方が増えたということで、まだこれからも増えるということで、設楽町としましては、町民の方とやはりスリランカの方が、これは町長の思いもあったんですけれども、お互い理解し合えるきっかけづくりをつくりたいと。

ということで、昨年、ダムの本体工事の始まるタイミングに合わせて、設楽町の役場の敷地等使いまして、これは設楽町商工会の青年部が主催で、ダム本体工事の施工業者、JV の各企業と協力しまして、設楽夜市という風に銘打った交流イベントを開催しまして、スリランカの方が作ったスリランカカレーを振る舞ったりですとか、工事事業者等が出展して、大変多くの方が訪れたと聞いております。

また、町としては、今後もこうしたイベントを開催して、異文化交流を図っていききたいということでございます。

なお、この設楽ダムの工事に従事しているスリランカの方たちは、ちょっと全員かどうかわかりませんが、つい直近までは秋田県の方のダム工事に従事されていた方たちがいるようで、日常生活で使う日本語は、ある程度理解できるという風に伺っております。

また、これは余談ですけども、スリランカの方たちはやはりお金を稼ぐというのが1つの目的でもありまして、ただ、ダムの工事現場もですね、働き方改革が非常に進んでいて、どうも思ったほど稼げないという風に言われているところでございます。

私からは簡単ですけども、以上でございます。

（公益財団法人愛知県国際交流協会交流共生課 杉山課長）

愛知県国際交流協会の杉山です、よろしくお願いします。

私どもの協会は、1997年にオープンしました「あいち国際プラザ」を拠点に、県民参加の国際交流や多文化共生の推進を図るための事業を行っております。本日は、外国人相談、日本語教育に関する取組についてご紹介させていただきます。

まず、資料番号9-1、あいち多文化共生センターについてをご覧ください。

私どもの相談窓口でございます、あいち多文化共生センターにおきましては、2の業務内容の（1）、多文化ソーシャルワーカーによる相談対応を行っております。多文化ソーシャルワーカーというのは、制度の案内や関係機関についての情報提供等に留まらず、複雑な問題を抱える外国人に対しまして、市町村の窓口や社会福祉士、社会福祉に関する専門機関などと連携しながら、必要に応じて同行支援をして、適切な制度やサービスを利用できるように支援するとともに、問題解決まで継続的に関わっております。外国人に寄り添い、きめ細やかなサポートを心がけております。

対応言語は、ポルトガル語、スペイン語、日本語を含めまして14言語あり、それぞれの言語での相談支援を行うほか、県や市町村の資料の翻訳依頼にも対応しています。

相談件数は、昨年度は約3,500件ございまして、今年度も1月末の時点で約2,700件と、昨年度の同時期に近い件数の相談が寄せられております。

相談内容につきましては、結婚や離婚、住宅管理、消費生活などを含む日常生活に関するものがもっとも多く、続いて、医療や福祉に関する相談が多くございます。

また、最近は特に複雑で難しい案件の相談が増えてきている印象で、1件あ

たりの相談対応が長い時間を要したり、様々な機関と連携して解決する必要のある相談も多くなっております。法律的なアドバイスが必要な相談者に対しては、愛知県弁護士会、名古屋入管さんなどにご協力いただきまして、(2)の業務内容相談、(3)の専門医相談を行っております。

次に、資料の裏面をご覧ください。(4)の外国人相談担当者向け対応ハンドブックでございます。

先ほど少しご紹介しました多文化ソーシャルワーカーは、外国人へ直接的な支援を行うとともに、市町村や国の機関の相談対応に関する支援や助言を行っております。

その支援活動の一環として、あいち多文化共生センターで受けた相談事例を参考に、外国人県民への対応時に注意すべき点や、各国の制度の概要などをまとめた冊子、相談員のための多文化ハンドブックを発行しております。

入管さんの調査で、この冊子是他県の相談窓口でも、広く活用いただいているとお聞きしています。ハンドブックは結婚・離婚、子どもの教育、社会福祉の3つのテーマで作成しております。今年度は3月に子どもの教育編を改訂発行する予定であります。完成しましたら、関係団体の皆様にお配りするとともに、Web ページでも公開しますので、ぜひ、ご参考にしていただければと思います。

(5)の愛知生活便利帳につきましては、外国人県民や外国人相談担当者向けに作成している冊子でございます。在留手続きや、労働、教育をはじめ、日常生活に関する生活情報をまとめております。日本語も併せて併記されております。外国人県民への情報提供の際にもご活用いただけるようになっておりますので、Web ページなどからダウンロードしてご活用いただければと思います。

続きまして、日本語教育に関する事業をご説明させていただきますので、資料9-2をご覧ください。

私どもの協会では、一覧表にございますように、研修や講座などの人材育成事業、日本語教室や日本語教育に関する情報提供事業、実際に日本語教室の開催、そして子ども向け日本語教室等への助成事業を行っております。1番から5番が研修及び講座で、大人向けの教室と子ども向けの教室で活動するボランティアを養成するための講座、そして、既に活動しているボランティアを対象としたスキルアップの研修を実施しています。

4番の産官連携による地域日本語教室支援活動につきましては、愛知県経営者協会さん、中部経済連合会さん、名古屋商工会議所さん、そして愛知県さんとの協働で、企業の社員の方々を地域の日本語教室での活動へとつなげる取組をしているものでございます。令和4年度から今年度までの3年間はパイロッ

ト事業として実施してまいりました。その結果を踏まえ、来年度以降も引き続き実施するべく、現在、事業展開について検討しているところでございます。

また、6番は県内の日本語教室活動を調査し、Web ページ等で紹介するもの。

そして、7、8番は、私どもの施設、あいち国際プラザで実施している2つの日本語教室でございます。

9番は子ども向けの教室と外国人学校に対する助成事業で、企業等からの寄付金と愛知県からの出捐金で造成された、日本語学習支援基金を活用して実施しております。

これらの日本語教育関係の事業につきましては、県内の市町村や経済団体、日本語教育関係機関、関係団体の皆様をはじめ、様々な機関や団体様にもご協力いただきながら進めております。引き続きご協力をお願いいたします。

私からは以上でございます。

（東海日本語ネットワーク 米勢副代表）

東海日本語ネットワークです、よろしくお願いします。

お手元に、当団体のリーフレットと、年3回会報を出しているんですけど、その一番新しい11月号を配付しております。

リーフレットの方を開いてごらんください。ここには通常の活動状況が書かれていて、例会の開催、研修会の開催、年1回のシンポジウムの開催、そして年3回のニューズレターの発行、そして年報を作成して発行しているということが書かれています。右下の「その他」に、地域の日本語教室活動状況、ボランティア・学習者の意識、自治体・公的機関の多言語対応・日本語支援状況について、必要に応じて調査研究や啓発などのプロジェクトに取り組んでおります、と書かせていただいております。

最初の地域の日本語教室の活動状況とか、ボランティア・学習者の意識についてですが、これは東海日本語ネットワークの団体会員である日本語教室に協力していただいて、アンケートや、場合によっては聞き取りを行って報告書にするということを、何年かに1度という形でやりました。私どもは中間支援団体として、実際に活動している個人ボランティアであったり、日本語教室であったりを対象にした活動をしてきたのですが、2019年度には、教室に来ることができない、又は意思を持って来ないという人もいるかもしれないんですけど、色んな状況で日本語教室にアクセスできない人たちの状況や背景、学習ニーズを知る必要があるという風に考えまして、外国人住民を対象にした調査に取り組みました。

これまで同じ仲間との中間支援としてのネットワークだったんですけども、これからはもう少し支援対象を広げて、というふうに考えました。自分た

ちは「東海」という名前なので、一応、愛知、岐阜、三重、静岡の4県を視野に入れていますが、どうしても愛知県中心、愛知県の中でも名古屋市中心にはなってしまうんですけども、そういうところでネットワークの役割としては、もう少し外国人住民全体を視野に、日本語教育がどういう形であるべきかということを考える方向に向いています。

最近、子どもが増えたということが、子ども支援対象の教室から上がってきているんですね、急に増えて、とても対応ができない、ボランティアが足りない、そしてボランティアも高齢化しているというようなことが上がっています。こういうことも含めて、行政と連携して、打開策を探っていきたいというように考えております。

以上となります。何卒よろしくお願いいたします。

(愛知県政策企画局 青山局長)

ありがとうございました。

続きまして、議事(5)の質疑応答でございます。

議事の(1)から(4)のご説明につきまして、ご質問のある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、皆様からご意見や情報提供いただきましてありがとうございました。

国による育成就労制度の創設及び特定技能制度の見直しをはじめ、外国人を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで以上に労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実など、多文化共生の取組が重要となっております。

本日、協議会構成員の皆様からお寄せいただきました情報を持ち帰っていただきまして、是非とも関係施策や事業の更なる充実に取り組んでいただければと考えております。

そして、在留外国人の方々にとって、より住みやすいあいちの実現を皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

また、来年度でございますけれども、事務局からありましたとおり、ワーキンググループを合同開催し、多文化共生社会づくり等について、密に情報交換等を行ってまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。